



日 乗 連 ニ ュ ー ス

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2008.5.16

No. 31 - 51

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会
〒144-0043
東京都大田区羽田5 - 11 - 4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

佐賀便労災裁判「高裁」
第6回(原告側追加医学意見書等の提出)公判せまる
6月26日 13:30 ~ 東京高裁 809号法廷
~ 満席傍聴を求めます ~

< 高裁(控訴審)におけるこれまでの経過 >

(2007/4/26) 第1回公判 ” 控訴理由書の提出(私達の主張) ”

(2007/7/3) 第2回公判 ” 被告側反論(労基署の主張) ”

(2007/10/2) 第3回公判

” 原告側意見書等提出(原告による医学的意見書や資料の提出等) ”

(2007/12/11) 第4回公判

” 原告側追加意見書、陳述書等提出(原告側医師の証人採用決定) ”

(2008/3/13) 第5回公判 ” 被告側医学反論(意見書)の提出 ”

< 放置できない被告側医師意見(抜粋) >

「東京大学名誉教授/和田攻(専門検討会座長)」 <乙46,47号証>

「多くの疫学調査で最も健康な人の睡眠時間が、1日7~8時間であるとされたこと、また、睡眠の質の悪化や精神的ストレスの影響の有無に関係なく、1日7~8時間の睡眠時間が最も大切であると疫学調査でされていることは、すべての人々に共通して、労働による疲労等が1日7~8時間の睡眠で解消することを示していると考えてよい。」

「職場における肉体的又は精神的な長時間及び短時間の疲労の原因には、労働時間以外に勤務の不規則性、長い勤務上の拘束、交替制ないし深夜勤務、頻回の出張、特に時差のある海外出張、精神的緊張を伴う業務などがあるが、これらの原因による疲労も、適切な1日7~8時間の睡眠により回復するものである。検討会では、過重労働による脳血管疾患や虚血性心疾患を発症させない労働時間、特に時間外労働に関する医学論文を過去の論文1万余編から精査して約800論文を入手し、かつ精読して、その中から科学的にみて信頼できる正しい手法を用いた疫学調査を選び出しまとめた。」

文献紹介では、疫学調査で「10年以上にわたって」とされているが、主に自宅で良質な睡眠を取っている労働者と、航空機乗員のような無規則な勤務、宿泊先の多様さなどを特徴とする労働者を比較することは、不適切である。



「千葉県立衛生短期大学学長 / 山浦晶」 < 乙 49 号証 >

「控訴人の主張の中で、パイロットの血圧変動についての解釈があるが、この程度の血圧変動は、一般人の日常生活でも観察される範囲にあると思われる。たとえば、混雑する電車などで会社に急ぐサラリーマンを思い浮かべても、ラッシュ時の電車に飛び乗り、満員の車内で揺られる彼らの血圧が平坦であるはずもなく、上記パイロットの血圧変動は、通常にみられる日常の変動の範囲内と言うべきではないだろうか。

本件の例においても、着陸可能な気象条件の中で着陸したのであろうし、亡機長はベテランといえるだろうし、名古屋空港着陸 20 秒前までは副操縦士が操縦していたわけだし、操縦を交替した際の緊張が認定基準にいうところの「極度の緊張、興奮、恐怖、驚愕等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常事態」に該当するとは考えにくい。」

私達原告は NASA の研究データ等、様々な証拠を裁判所に提出しているにも拘わらず、山浦医師は実証データもなく想像で反論している。

< (6/26) 第 6 回公判にて提出予定の原告側書類 >

原告側脳神経外科医による意見書

機内気圧変化の影響についての証拠資料

第 6 回公判は、上記書面の提出と趣旨説明（口頭陳述）に加え、この裁判の最大の山となる原告側証人尋問の日程が決定される予定です。

< 6 月 2 6 日、当日の日程 >

場所：東京高等裁判所（東京メトロ「霞ヶ関駅」A1 出口すぐ）

>>>> 裁判所正門前集合 11:30 ”ピラ配りをお願いします” <<<<

> 11:30 ~ 12:30 頃 裁判所周辺ピラ配り

> 13:30 ~ 13:45 頃 809号法廷

> 裁判終了後 ~ 30分程度 報告会（裁判所横弁護士会館）

以上